行政法　２６３８肢ア

第１　肢の結論

正しい

第２　不作為の審査請求に対する不服申立て期間

１．問題の所在

行政庁の不作為についての不服申立て期限の制限があるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

行政庁の不作為（行政不服審査法３条）についての不服申立ての期間は，制限がなく不作為状態の続く限りいつでも申立て可能である。期間についての定めが明文にない。よって，正しい。

（２）理由

作為の場合，処分についての審査請求には期間が定められている（行政不服審査法１８条１項，２項)。

したがって，不作為の場合も作為と同様に期間制限を設けるべきとも思える。

しかし，不作為状態が続いた場合，申請を行ったものは様子を見ることもある。

そこで，期間経過を理由に行政庁側が責任追及を免れることは不当である。

したがって，行政不服審査法３条の申請者が行政庁について審査請求をできるように期間を設けないとする必要がある。

そもそも，作為の場合に，期限が設けられたのは，処分があった場合，手続がそれにともって進行する。また，行政の円滑な追行を図ることから，安定を図るためである。

不作為の場合，処分そのものがないため，処分を前提とした手続も進行し，追行そのものがない。

したがって，法的安定性を考慮する必要がない。

むしろ，国民の権利保護を図るべく不作為状態が続く限りは，審査請求を認めるのが相当と解すべきと考えるからである。

以上